

平成24年度 第2回金沢市入札制度評価委員会の審議概要

開催日及び場所	平成24年8月21日(火) 金沢市役所 第3委員会室		
委員 (委員数5名) (出席数5名)	委員長 坂井 美紀夫(弁護士) 委員 後藤 正美(金沢工業大学教授) 委員 米田 満(公認会計士) 委員 松本 樹典(金沢大学教授) 委員 舟橋 秀明(金沢大学准教授)		
次第	1 開会 2 審議 (1) 審議案件 ア 工事等に係る入札・契約手続きの運用状況等について (ア) 平成24年4月1日から平成24年7月31日までの本市発注工事及び工事関連委託業務の結果について (イ) 入札参加資格停止の運用状況及び談合情報への対応状況について イ 委員があらかじめ抽出した案件に係る業者選考等の経緯について(平成24年4月1日から平成24年6月30日) ウ その他 3 閉会		
抽出案件	8件		
工事	制約付き一般競争入札	4件	<ul style="list-style-type: none"> 岸川町地内道路修繕工事 吉原町地内道路修繕工事 昌永町地内道路修繕工事 寺町2丁目地内道路整備工事 金沢市西部環境エネルギーセンター旧工場解体工事 都市基盤河川木曳川遊歩道防護柵設置工事
	指名競争入札	1件	・ 鈴見台4丁目地内道路災害対策工事及びガス管改良工事
	随意契約	1件	・ 新辰巳発電所避雷器盤設置等工事
委託	制約付き一般競争入札	1件	・ 水道基幹管路耐震化事業実施設計業務委託(その1)
	指名競争入札	1件	・ 末浄水場園地遊歩道整備等実施設計業務委託
	随意契約		該当なし
審議内容	別紙のとおり		
委員会による報告 又は意見の具申	平成24年度第1四半期の発注工事に係る入札・契約手続きの運用については、概ね適正に行われていると判断する。		

(お問合せ) 〒920-8577 金沢市広坂1-1-1
 金沢市総務局監理課
 電話:076-220-2101

別 紙

総 括

各委員からの意見は、概ね以下のとおりであった。

- 1 価格競争が激化し、円単位での入札が常態化していることから、入札契約制度を見直すべき時期にきている。
- 2 委託業務について今年度から最低制限価格を個別設定とし予定価格を事前公表としたことで落札率の低下が見られるが、併せて業務成績がどのように変化していくかを注視すること。

なお、意見の詳細は次のとおり。

意 見 ・ 質 問

回 答

1 工事等に係る入札・契約手続きの運用状況等

- 工事の入札において、最低制限価格と同額での落札件数や最低制限価格付近で円単位で競争する案件が増加しているが、最低制限価格を当てることにのみ神経を集中し、本来あるべき企業の技術力による競争がされていないのではないか。
- 委託業務成績評点が68点の低評価の案件があったとのことだが、どのような理由からか。
- 委託業務の平均成績評点が下がっているが、特に低評価であった68点の案件を除けば平年並みといえるのか。予定価格の事前公表・最低制限価格の個別設定の改正の影響で、成績評点が下がったのではないか。

- ・ 入札額の数円差が企業の技術力の差につながっているかという疑問であり、また最低制限価格の計算に長けた特定の事業者がいくつもの工事を落札していくようだと公平性の観点からも議論の余地があるので、今後このような問題点をふまえ入札契約制度を再検討していくべきであると考えている。
- ・ 内容は下水道管渠築造の実施設計業務であったが、資料・図面の記載漏れや推進工における工法検閲が不十分であったためである。検査時の指摘による手直しの結果、成果品の品質は確保した。
- ・ 今回の成績評点の多くは昨年度の繰越分であり、今年4月以降に発注した業務成績の結果はまだ出揃っていない。改正の影響については、10月以降に順次検証していくつもりである。

2 委員があらかじめ抽出した案件に係る業者選考等の経緯

岸川町地内道路修繕工事

- 20者中17者が最低制限価格未滿で失格となっているが、問題はないのか。また最低制限価格制度はダンピング防止が主な目的であるが、1,000円未滿の僅差での失格に意味があるとはいえず、最低制限価格の千円単位の丸めを取り入れた方がよいのではないか。

- ・ 事後に確認したところ、最低制限価格の積算に誤りはなかったため、土木工事においては最低制限価格付近での競争が激化しており、最低制限価格未滿での失格者が複数いることは決して珍しいことではなく、このような状況の中で失格者が多くなっただけだと考えている。
最低制限価格の丸めについては、今後検討していきたいと考えている。

吉原町地内道路修繕工事
昌永町地内道路修繕工事
寺町2丁目地内道路整備工事

- 3件とも最低制限価格と同額で、更に同一事業者が落札しているが、どうしてこのようなことになるのか。また、3件の工事は工期が同じで施工場所がばらばらであるが、同一事業者が施工できるのか。

- ・ 予定価格の事前公表や積算基準の公表の結果、最低制限価格についてかなりの精度で推測可能となっているためと考えられる。
このため、3件のうち1件では同額での入札が1者、他の1件でも1円違いの入札が2者存在する。
また、本入札は事後審査型となっており、資格審査時に雇用状況を含め現場代理人の常駐配置について確認しており、施工に問題はないと判断した。施工中も立ち入り検査等で随時確認をしていくつもりである。

意見・質問	回答
<p>金沢市西部環境エネルギーセンター旧工場解体工事</p> <p>○ 本入札は1者の応札しかなかったが、入札参加条件や競争性に問題はなかったのか。</p>	<p>・ 今回の工事は、ダイオキシンの汚染土壌を含む専門技術が必要なため市内業者だけでは対応できず、設計金額も大きいため、市外大手と市内業者のJVの条件をつけたが、4者程度が参加可能と考えていた。 結果的に1社応札となったが、電子入札による一般競争入札で入札を実施したため、例え1社しか入札しなくとも有効であるとされており、落札率も総合評価方式の解体工事としては決して高いとはいえず、競争性についても問題ないと考えている。</p>
<p>都市基盤河川木曳川遊歩道防護柵設置工事</p> <p>○ 6者が最低制限価格と同額で応札し、くじ引きとなっているが、このことについてどう考えているのか。</p>	<p>・ 今年度最低制限価格と同額での落札が13件あったが、そのうち8件がくじ引きとなっている。 特定の事業者だけが最低制限価格を計算できるのだと一般市民から疑念を持たれかねないが、今回のような単純な内容の工事であれば、多くの事業者が最低制限価格を推測できるものであり、これは入札制度の透明性を高めてきた結果だと考えている。</p>
<p>鈴見台4丁目地内道路災害対策工事及びガス管改良工事</p> <p>○ 指名競争入札で発注した理由は何か。</p>	<p>・ 今年2月発生した鈴見台のがけ崩れ災害に緊急に対応し、一刻も早い復旧工事を行う必要性があったため、指名競争入札で発注を行った。</p>
<p>新辰巳発電所避雷器盤設置等工事</p> <p>○ 随意契約理由として施工できる唯一の事業者との表現があるが、その事業者が倒産することも考えられるので、公共施設で一事業者以外施工できない体制というのはいかがなものか。</p>	<p>・ 発電設備のような専門的な施設になると、メーカー独自の機器や技術が取り入れられているため、この事業者以外では機能保証がなくなるという点で、また他の事業者が施工するとなると工事の前段階として調査費用が割高になるという点で唯一の事業者といえる。</p>
<p>水道基幹管路耐震化事業実施設計業務委託（その1）</p> <p>○ 落札率が93%と高いのはなぜか。また委託業務で予定価格が事前公表となったことでの影響はあるのか。</p>	<p>・ 企業局の実実施設計業務委託の平均落札率は87%～88%となっており、平均と比べると本件は落札率が高いが、初めての水道基幹管路の耐震化工事であり、幹線道路での施工に際して専門的な知識や経験が必要な案件であったため、落札率が高い結果となったと考えている。</p>
<p>末浄水場園地遊歩道整備等実施設計業務委託</p> <p>○ 落札者1者だけが低価格での応札となっている理由は何か。</p>	<p>・ 落札業者は、過去に末浄水場の庭園整備工事施設業務、庭園整備基本設計作成業務を受注しており、末浄水場園地について熟知していたため、低い入札価格の提示が可能だったのではないかと考えている。</p>